

令和5年6月定例会

総務委員会資料
(企画財政部)

秋田市市税条例の一部改正について

第1 条例改正の経緯

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月31日付けで公布されたことから、今議会において、秋田市市税条例の一部を改正しようとするもの。

第2 条例改正の内容

1 個人市民税

(1) 森林環境税の導入（6年1月から適用）

令和6年度から森林環境税（税額：1,000円）の賦課徴収が開始されることに伴う徴収の方法等に係る規定の整備。（P4 第27条の8、P6 第30条の2、第32条、第33条の2、P8 第33条の5、P9 第33条の5の2、P10 第33条の5の6 令和6年1月1日施行）

(2) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例

適用期限を令和9年度まで延長する。（P13 附則第6条の6 公布の日から施行）

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

適用期限を令和8年度まで延長する。（P20 附則第19条 公布の日から施行）

2 固定資産税（6年度課税から適用）

(1) わがまち特例の創設

ア マンションの長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合に係る特例措置を創設する（参酌割合：3分の1）。（P15 附則第6条の8の2第19項（新設） 公布の日から施行）
イ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の軽減措置の適用のための申告手続を規定する。（P15 附則第6条の8の3第12項（新設） 公布の日から施行）

3 軽自動車税

(1) グリーン化特例（軽課）の延長等（6年度課税から適用）

軽自動車税の種別割における現行の特例措置について、適用期限を3年（営業用乗用車の25%軽減については2年）延長する。（P17 附則第14条 公布の日から施行）

車種	区分	軽減率	取得期間（軽課年度は取得の翌年度のみ）
貨物車 自家用乗用車	電気自動車、天然ガス自動車 ※1	75%軽減	令和5年4月1日～令和8年3月31日
営業用乗用車	R12年度燃費基準90%達成 ※2	50%軽減	
	R12年度燃費基準70%達成 ※3	25%軽減	令和5年4月1日～令和7年3月31日

※1 H30規制適合又はH21規制から排出ガス10%低減達成に限る。

※2、※3 R2年度燃費基準達成かつH30排出ガス規制から排出ガス50%低減達成又はH17規制から排出ガス75%低減達成に限る。

(2) 燃費・排ガス不正行為への対応（6年1月から適用）

不正により生じた軽自動車税の種別割および環境性能割の納税不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納税不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げる。（P16 附則第13条の2第4項、P20 附則第15条第3項 令和6年1月1日施行）

4 その他規定の整備

法改正に伴い、用語の変更、条ずれがあったことなどから、規定の整備を行う。

秋田市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第27条の7 (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第27条の8 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、もしくは納入する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第28条～第29条の3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の3の2 (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第27条の7 (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第27条の8 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税もしくは市民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第28条～第29条の3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の3の2 (略)</p>

第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項および前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第36条の8第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第36条の8第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を

受けた日」とする。

第29条の3の3～第30条 (略)

(個人の市民税の徴収の方法等)

第30条の2 個人の市民税は、第33条の2、第33条の5の2第1項、第33条の5の5又は第36条の4の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。

第31条 (略)

(個人の市民税の各納期の納付額)

第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額および森林環境税額の合算額を前条第1項の納期の数で除して得た額とする。

第32条の2～第33条 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において、「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額および均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)および(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収

受けた日」とする。

第29条の3の3～第30条 (略)

(個人の市民税の徴収の方法)

第30条の2 個人の市民税は、第33条の2、第33条の5の2第1項、第33条の5の5又は第36条の4の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

第31条 (略)

(個人の市民税の各納期の納付額)

第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額を前条第1項の納期の数で除して得た額とする。

第32条の2～第33条 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において、「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)および(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法に

すべき給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務のある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る

よって徴収すべき給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第29条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務のある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得

所得割額および均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合および当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

第33条の3～第33条の4の5（略）

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

- 第33条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において、到来する第31条第1項の納期が

に係る所得割額および均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合および当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

第33条の3～第33条の4の5（略）

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

- 第33条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において、到来する第31条第

ある場合には、それぞれの納期において、その日以後の到来する同項の納期がない場合には、直ちに普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の規定による通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第33条の5の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の

1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後の到来する同項の納期がない場合には、直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の規定による通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係

規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条および第33条の5の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

第33条の5の3～第33条の5の5

(略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の5の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321

る所得割額。以下この条および第33条の5の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第33条の5の3～第33条の5の5

(略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の5の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321

条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第33条の6～第70条の7 (略)

(種別割の税率)

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものおよび道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を

条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第33条の6～第70条の7 (略)

(種別割の税率)

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるものおよび側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)および(3) (略)

第72条～第84条 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第88条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パー

(2)および(3) (略)

第72条～第84条 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第88条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パー

セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

第86条～第87条の2 (略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第88条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

第89条～第145条 (略)

附 則

第1条～第6条の5の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の6 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2および3 (略)

第6条の7および第6条の7の2 (略)

(読替規定)

第6条の8 法附則第15条から第15条の

セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第86条～第87条の2 (略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第88条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

第89条～第145条 (略)

附 則

第1条～第6条の5の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の6 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2および3 (略)

第6条の7および第6条の7の2 (略)

(読替規定)

第6条の8 法附則第15条から第15条の

3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5までのいずれか」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5までのいずれか又は附則第15条から第15条の3の2までのいずれかもしくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の8の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号および第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第25項第1号イからニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第25項第2号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1

3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5までのいずれか」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5までのいずれか又は附則第15条から第15条の3の2までのいずれか、第63条もしくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の8の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号および第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イからニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第2号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第26項第3号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1

とする。

- 12 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 17 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 (略)

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の8の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準

とする。

- 12 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 (略)

19 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の8の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準

適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

第6条の9～第13条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の2 (略)

2 および 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第13条の3～第13条の5 (略)

適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

第6条の9～第13条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第13条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第13条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の2の2 (略)

2 および 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第13条の3～第13条の5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第70条の3(第2号に係る部分に限る。)および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初

回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定

を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月
31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和5年度分の軽自動車
税の種別割に限り、第2項の表の左欄
に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号および第
2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自
家用の乗用のものを除く。）に対する
第71条の規定の適用については、当該
軽自動車
が令和3年4月1日から令和
4年3月31日までの間に初回車両番号
指定を受けた場合には令和4年度分の
軽自動車税の種別割に限り、当該軽自
動車が令和4年4月1日から令和5年
3月31日までの間に初回車両番号指定
を受けた場合には令和5年度分の軽自
動車税の種別割に限り、第2項の表の
左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を
受ける三輪以上の法第446条第1項第
3号に規定するガソリン軽自動車（以
下この項および次項において「ガソリ
ン軽自動車」という。）（営業用の乗
用のものに限る。）に対する第71条の
規定の適用については、当該ガソリン
軽自動車
が令和4年4月1日から令和
8年3月31日までの間に初回車両番号
指定を受けた場合には、当該初回車両
番号指定を受けた日の属する年度の翌
年度分の軽自動車税の種別割に限り、
同条第2号ア(イ)中「3,900円」とある
のは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中
「6,900円」とあるのは「3,500円」と
する。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を
受ける三輪以上のガソリン軽自動車
（前項の規定の適用を受けるものを除
き、営業用の乗用のものに限る。）に
対する第71条の規定の適用について

7 法附則第30条第7項の規定の適用を
受ける三輪以上のガソリン軽自動車
（営業用の乗用のものに限る。）に対
する第71条の規定の適用については、
当該ガソリン軽自動車
が令和3年4月
1日から令和4年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には令
和4年度分の軽自動車税の種別割に限
り、当該ガソリン軽自動車
が令和4年
4月1日から令和5年3月31日までの
間に初回車両番号指定を受けた場合に
は令和5年度分の軽自動車税の種別割
に限り、第3項の表の左欄に掲げる同
条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を
受ける三輪以上のガソリン軽自動車
（前項の規定の適用を受けるものを除
き、営業用の乗用のものに限る。）に
対する第71条の規定の適用について

は、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の2～第18条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当す

は、当該ガソリン軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の2～第18条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当す

るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) および(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

以下 (略)

るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) および(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

以下 (略)

請 願 ・ 陳 情		令和5年6月議会提出分		新 規 ・ 継 続	
受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 ・ 陳 情 者 名		
4	令和5年 5月29日	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	住所	氏名	
請 願 ・ 陳 情 の 要 点			左 に 対 す る 措 置 等		
<p>下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 社会保障の維持・確保、防災・減災、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。</p> <p>2 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。</p> <p>3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象とした国税から地方税への税源移譲など、より抜本的な改善を行うこと。</p>					

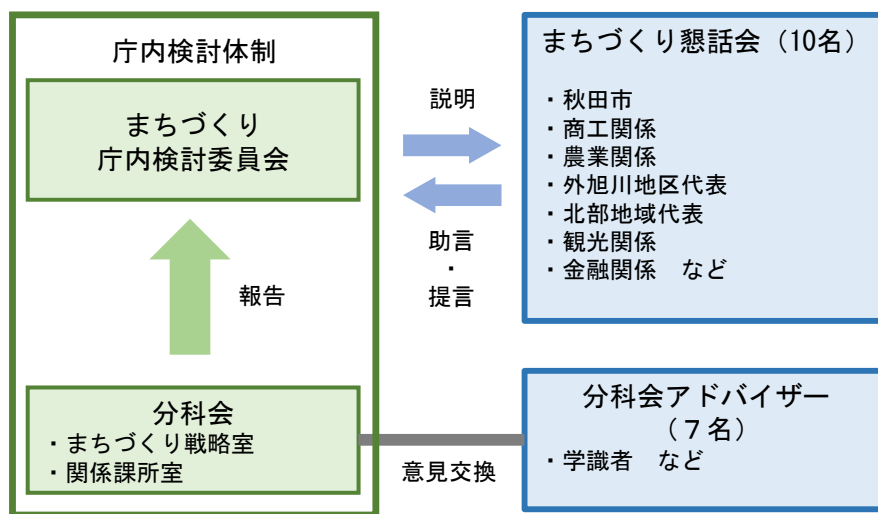
- 4 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保や感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化のため、その他の新型コロナウイルス感染症対応事業や地域経済の活性化まで踏まえ、引き続き十分な財源措置を図ること。
- 5 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、地方自治体に対して十分な指導を行うこと。
- 7 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 8 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。

外旭川地区のまちづくりについて

1 まちづくり基本計画の策定

令和5年3月に策定した「秋田市外旭川地区まちづくり基本構想」に基づき、将来のまちづくりを見据えた官民連携によるモデル地区の整備に向け、今年度は、「秋田市外旭川地区まちづくり基本計画」の検討を進め、令和6年3月の策定を目指す。

2 検討体制



(1) 外旭川地区まちづくり懇話会

まちづくり基本計画における具体的な取組や機能等を検討するに当たり、助言や提言を行うことを目的として、市民や関係団体の代表者など10名の委員で構成する。

(2) 市内検討体制

ア 外旭川地区まちづくり市内検討委員会

- ・副市長を委員長、副委員長とし、全部局長、市場長および農業委員会事務局長で構成する。

イ 分科会

- ・分科会に対し、専門的な観点から意見や助言を行う分科会アドバイザーを設置し、意見交換を行う。
- ・基本構想で示した取組の例を踏まえ、「起業支援」「ゼロカーボン」「交流人口拡大」「次世代型農業」の4分科会を設置し、まちづくり戦略室と関係課所室が連携を図りながら検討を進める。
- ・分科会や構成課所室は、民間事業者の計画や取組が具体化する過程で、適宜追加する。

3 令和5年度スケジュール **別紙**

今年度は、引き続き、卸売市場再整備基本計画の検討と連携を図りながら、別紙のスケジュールでまちづくり基本計画の検討を進める。

(1) 各種意見聴取

まちづくり基本計画や民間事業者の計画などに若者の意見を反映させるため、地元定着・地元回帰へのニーズや市が検討を進める取組の受け止めなどを探る。

ア ワークショップ

- ・令和5年7月8日（土）に実施予定
- ・対象者：大学生、工業高等専門学校生
- ・基本構想で示した7つの取組のうち、「起業支援」や「交流人口拡大」の分野を中心に、他校の学生との交流やワークショップ形式での意見交換を通して、幅広い意見やアイデアを求める。

イ アンケート調査

- ・令和5年7月下旬から8月中旬に実施予定
- ・対象者：高校3年生
- ・企業立地雇用課の高校生向け就職支援関係事業と連携して、若者の地元定着や地元回帰へのニーズ等を把握する。

(2) 新スタジアム整備に関する協議

本年4月、県（スポーツ振興課）、市（まちづくり戦略室、スポーツ振興課）、ブラウブリッツ秋田、イオンタウン等の関係者による協議を開始したところであり、民設民営方式での新スタジアム整備の実現に向け、事業主体や事業手法など、より具体的な検討を進めることとしている。

なお、先月、ブラウブリッツ秋田が、Jリーグから県・市の新スタジアム整備に向けた意向確認を求められたことを受け、継続してJ1ライセンスを取得できるよう、県とともに新スタジアム整備を支援する考えであることを、ブラウブリッツ秋田に伝えたいと考えている。

令和5年度スケジュール

項目	令和5年(2023年)										令和6年(2024年)			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市議会			6月定例会 ※検討状況報告			9月定例会 ※関係官公署との協議状況、 意見聴取結果報告			11月定例会 ※基本計画素案説明			2月定例会 ※基本計画案説明 当初予算案		
各種意見聴取、 まちづくり懇話会、 パブリックコメント等		5/11 第1回懇話会 ※委嘱、検討スケジュール説明			8/31 第2回懇話会 ※意見聴取結果、 検討状況説明			11/8 第3回懇話会 ※基本計画素案説明		1/31 第4回懇話会 ※基本計画案説明				
意見聴取準備期間	意見聴取準備期間			意見聴取実施 取りまとめ			意見聴取実施 取りまとめ			意見聴取実施 取りまとめ				
外旭川地区まちづくり 庁内検討委員会 (分科会、ワーキンググループ)	4/25 庁内検討 委員会				庁内検討 委員会 ↑ 検討結果を報告			庁内検討 委員会 ↑ 検討結果を報告			庁内検討 委員会 ↑ 検討結果を報告			
分科会、ワーキンググループ(随時開催)	分科会、ワーキンググループ(随時開催)													
個別検討 (地域未来投資促進法)	関係官公署との事前協議						基本計画(県・市が共同して作成)							
	※令和6年4月、国に申請予定													
(新スタジアムに関する協議等)	ブラウブリッツ秋田、県等との協議(随時開催)													
(都市計画法・農振法関係協議等)	関係官公署との事前協議													
外旭川地区まちづくり 基本計画策定支援業務	4/1 協定締結	外旭川地区まちづくり基本計画策定支援業務委託												
	事業主体・事業計画に関する協議													
		↑ 助言・支援(随時)					↑ 助言・支援(随時)				↑ 助言・支援(随時)			
アドバイザー業務 (法務、金融、技術面における 専門的な観点からの助言・支援)	アドバイザー業務委託													
	交通量調査・経済波及効果の算出													
	※卸売市場再整備基本計画と随時調整を行う													
<参考> 卸売市場再整備基本計画	卸売市場再整備基本計画策定業務委託(令和6年6月まで)													